破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４３０号
仙台市宮城野区福室字境四番41番地　クレストコート中野Ａ102
債務者　萩原　賢多
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６９号
仙台市宮城野区五輪１丁目６番１号　庄司ビル401
債務者　小橋川優太
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
茨城県日立市田尻町５丁目１番９―101号
債務者　近藤佐千孝
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５７号
茨城県日立市大沼町３―34―18　スズキアパート203、住民票上の住所茨城県常陸太田市東連地町746番地の１
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７０号
富山県南砺市梅ヶ島168番地１　梅ヶ島団地303号
債務者　渡辺　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２８９号
岐阜県瑞穂市横屋565―１　アメニティハイム201号、住民票上の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町北方2090番地
債務者　檜野　美里（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
島根県鹿足郡吉賀町六日市793番地２、前住所島根県鹿足郡吉賀町六日市275番地４　Ａ棟313号
債務者　岩田　研作
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第５５５号
広島市安佐南区上安２丁目42番23―３号
債務者　川畑　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地451
債務者　澤田　由香
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８３号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地451
債務者　澤田　和也
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８４号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地481
債務者　小野寺美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４７号
広島県安芸郡府中町宮の町５丁目３番４号
債務者　佐々木功始
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６７号
広島市安佐南区長束西２丁目15番５号
債務者　松重美代子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
福岡県柳川市椿原町37番地１　メゾンファミーユＡ―201号
債務者　西田正次郎
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1294番地14
債務者　芝橋　　博
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第９２号
北海道苫小牧市字勇払23番地の28
債務者　利部　一美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４２号
秋田県大館市小館花字萩野台６番地３、借入時住所秋田県大館市片山字八坂17番地４
債務者　村田　和久
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　秋田地方裁判所大館支部